

## 農林水産部優良工事表彰の概要

### 1 趣旨

農林水産部優良工事表彰では、建設技術の向上を図り、公共工事の品質確保を促進するため、各地域県民局地域農林水産部等が発注した公共工事を誠意を持って適正に施工し、優秀な成績で完成した建設業者及びその主任（監理）技術者に対し表彰を行います。

### 2 表彰区分

#### (1) 農林水産部長表彰

各地域県民局地域農林水産部等から推薦された建設工事について、優良工事表彰審査会で審査を行い、選定された工事を施工した建設業者

#### (2) 地域農林水産部長表彰

推薦された建設工事のうち、農林水産部長表彰となった工事以外の工事を施工した建設業者

#### (3) 優良技術者表彰

農林水産部長表彰及び地域農林水産部長表彰の対象となった建設工事の主任（監理）技術者

### 3 表彰対象工事の推薦要件

#### (1) 請負額が5百万円以上かつ工事成績評定点が80点以上

#### (2) 次のいずれかに該当すること

ア 工事成績評定が特に優れているもの

イ 困難な自然的、社会的条件を克服して工事等を完成させ、優れた成果をあげたもの

ウ 工事等に関し新技術や新工法の活用、省力化等の創意工夫に努め、能率向上に特に顕著な成果をあげたもの

エ 工事の安全管理への取組に特に顕著な成果をあげたもの

オ 環境公共の取組に貢献したもの

カ その他災害関連、技術提案及びイメージアップ等で他の建設業者の模範として特に顕著な成果をあげたもの

#### (3) 次の全てを満たすこと

ア 工事成績評定の考査項目「法令遵守等」に減点がないこと

イ 工事成績評定の考査項目に「d」又は「e」の評価がないこと

#### (4) 工事を施工した建設業者（共同企業体の場合は、構成員のいずれか）が次の全てを満たすこと

ア 青森県建設業者等指名停止要領に基づく指名停止又は文書注意を受け、その措置が当該表彰を実施する年度の前年度の表彰日から当該表彰を実施する年度の表彰日の前日までにないこと

イ 建設業法による営業停止処分を受け、その営業停止期間が当該表彰を実施する年度の前年度の表彰日から当該表彰を実施する年度の表彰日の前日までにないこと

- ウ 当該表彰を実施する年度の前年度に完成した工事の工事成績評定点の最低点が65点未満でないこと
- エ 破産等で廃業していないこと

※上記表彰を受賞した場合、総合評価落札方式による入札において、「企業の施工実績」、「配置予定技術者の能力」の評価項目が3年間、加点対象となります。

#### 4 農林水産部長特別賞について

特A級以外の建設業者の受賞機会を増やし、技術力向上への意欲を高める観点から、工事成績評定が80点未満でも、特に優れた取組を実施している工事又は技術力に特に評価すべき要素のある工事、各地域県民局地域農林水産部等から推薦されたものの中から、「農林水産部長特別賞」を授与する工事を選定し、施工した建設業者に対し表彰を行っています。

また、推薦された工事の中で、農林水産部長特別賞となった工事以外の工事については、地域農林水産部長特別賞を授与しています。

なお、どちらの特別賞においても、優良技術者表彰及び総合評価落札方式による入札における加点はありません。